

○富田林市補助金等交付規則

昭和52年4月14日

規則第8号

最近改正 平成24年4月24日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、本市が市以外のものに対して交付する補助金等の交付の申請及び決定等に関する基本的事項を定めることにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金又は交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う個人や団体等をいう。

(法令、条例又は他の規則との関係)

第3条 補助金等の取扱いにあつては、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(補助金等の見直し)

第3条の2 市長は、必要と認めるときは、補助金等に関する見直しを行うものとする。

(補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとするものは、補助金等交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、指定の期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 予算書（様式第2号の2）及び予算書の支出の部の内訳（様式第2号の3）
- (3) その他市長が必要とする書類
(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査、その他必要に応じた実地調査を行つた後、別に定める基準に基づきその適否を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

- 2 前項により、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付申請者に補助金等交付指令書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 補助事業者が補助金等の交付の決定を受けた後、やむを得ない理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上、適当と認めるものについて、補助事業計画変更承認通知書（様式第4号の2）により補助事業者に通知する。

(状況の報告)

第8条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況等の事業施行状況報告書（様式第5号）を求め、必要な指示をすることができる。

(事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときはすみやかに補助金等実績報告書（様式第6号）及び補助事業等の実績書（様式第6号の2）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の収支決算書（様式第6号の3）及び補助事業等の支出

の部の内訳（様式第6号の4）

(2) その他市長が必要とする書類

(補助金等の交付)

第10条 市長は、前条の規定による事業実績報告書等を受理したときは、書類の内容審査その他必要とする調査をした後、別に定める基準に基づき審査し、適当と認めるときは交付すべき額を確定し、補助金等確定指令書（様式第7号）により通知し、補助金等を交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の性質上必要があると認めるときは、補助金等の決定範囲内で一部又は全額の概算交付をすることができる。

(補助金等の返還)

第11条 補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等を交付せず若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることがある。

(1) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金等を目的外に使用したと認められるとき。

(3) 補助金等の全部又は一部を使用しなかつたとき。

(4) 補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。

(5) 補助事業の成績が不良と認められるとき。

(6) その他この規則に違反したとき。

(書類の保存)

第12条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、関係書類及び関係帳簿等を3年間保存しなければならない。

(要綱)

第12条の2 市長は、個別の補助金等に関し、補助金等の名称及び目的、補助事業、補助の条件、補助金等の額、補助金等の交付に係る手続等について規定する必要がある場合は、要綱を定めるものとする。

2 市長は、前項の要綱において、この規則に定める市長に提出すべき書類の

一部の提出を省略し、又は当該書類の提出に際し、この規則で定める様式以外の様式を用いることを定めることができる。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行上必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年度に係る事業から適用する。

附 則 (平成17年規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行し、改正後の富田林市補助金等交付規則の規定は、平成17年度に係る補助金から適用する。

附 則 (平成18年規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の富田林市補助金等交付規則の規定は、平成19年度に係る補助金から適用する。

附 則 (平成24年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略